

元の生活を返せ・いわき市民訴訟裁判。

みなさん！傍聴に来てください！

裁判も最終段階に入りました！ 第7回目の原告本人です。

— 裁判所を取り巻くほどの多くの支援が必要です！ —

※とき **1月15日（水）八幡宮会館に集合 8時30分**

※ところ 八幡宮会館に集合（⇒前庭テモ出発⇒裁判所前⇒）傍聴券抽選に参加

法廷では4人の本人尋問が行われます。

◎午前9時50分 ①矢吹道徳さん（地域（町内会長）と家族の安全策決断の苦悩を訴えます。）

◎午前11時10分 ②佐川みきさん（被ばく不安と回避行動によるストレスの生活を訴えます。）

昼食休憩（12:00～13:15）が入ります。佐川さんは昼食をはさみます。

◎午後1時45分 ③新谷辰夫さん（作陶への影響。もう孫を呼ぶことができない？！と訴えます。）

◎午後3時05分 ④志賀静子さん（旧屋内退避区域の久之浜の自然や農業被害などを訴えます。）

※午前から午後にかかる人は昼食を持参してください。八幡宮会館で食事が取れます。

なお、会館内では、昼食のときに「けやきの弁当やデザートなど」の販売をいたします。

※法廷に入れない人のために、9時50分から八幡宮会館で裁判の学習会をします。

※裁判終了後、報告集会があります。それまで参加してください。

※傍聴希望者は、必ず！事前に事務局にご連絡をください。

※午後から傍聴を希望される方は、**12時40分には八幡宮会館に必ず！おいで下さい。**

（都合でやむを得ない時は、傍聴券抽選や報告集会のみの参加も歓迎です！）

知人・友人にも声をかけて、大勢で裁判所を取り囲みましょう！！

問い合わせ先：賠償をさせる会・原告団事務局（27-3322）